

函館市環境保全型農業促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国要領」という。）および北海道環境保全型農業直接支援対策事業補助金交付要領（平成23年4月1日付け食政第6号農政部長通知。以下「道要領」という。）に基づき、環境保全型農業に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者および要件)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する、国要領第1および第2に定める要件に該当する農業者団体等であって、国要領第8の2に規定する事業計画の認定を受けたものとする。

2 補助対象者は、国要綱別紙第1の2に規定する活動を実施するものとする。

(補助対象農地)

第3条 補助金の交付の対象となる農地は、市内に存する国要綱別紙第1の3に規定する農地とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前2条第1項に規定する認定を受けた事業計画に基づき実際に履行された別表1の左欄に掲げる補助対象となる農業生産活動（以下「補助対象活動」という。）の面積（1アール未満は切り捨てるものとする。以下「取組面積」という。）に同表右欄に掲げる交付単価を乗じて得た額を上限とする。ただし、国要領第6の3（2）に規定する国による交付額の調整が生じた場合にあっては、その額を上限と

する。

(補助金の交付申請および実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「事業実施主体」という。）は、農業生産活動の取り組みが終了し、国要領第8の4に基づく実施状況の報告を行った年度の市長が定める日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）および補助事業実績報告書（国要領様式第12号）を市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の規定により補助金の交付申請および実績報告を事業実施主体から受けたときは、当該申請に係る書類の審査等および国要領第8の5に規定する実施状況の確認等を行い、補助金交付の適否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書（別記第2号様式）もしくは補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、事業実施主体へ通知するものとする。

(書類の整備)

第7条 事業実施主体は、事業に係る帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 事業実施主体は、事業の完了日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象活動に関し補助金交付の決定内容およびこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象活動の当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、事業実施主体に対し、補助金返還命令書（別記第4号様式）に

より期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

国要綱別紙第 1 の 4（8）に掲げる農業生産活動

農業生産活動	10アールあたりの の交付単価
有機農業の取組（そば、あわ、ひえ、きびおよび飼料作物を除く。）（このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）に限り、2,000円を加算。）	12,000円
有機農業の取組（そば、あわ、ひえ、きびおよび飼料作物に限る。）	3,000円

備 考

有機農業とは、化学肥料および化学合成農薬を使用しない農業をいう。

注 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロップ、リビングマルチまたは草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合。

別記第1号様式（第5条関係）

年度補助金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所

団体名

代表者氏名

補助事業の名称 函館市環境保全型農業促進補助金

上記の補助事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市環境保全型農業促進補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

記

1 補助金交付申請額 円 ($a \times b / 10$)

10アールあたりの交付単価	円 (a)
事業計画に係る農業生産活動を実施した農地の面積	アール (b)

別記第2号様式（第6条関係）

年度補助金交付決定通知書

函 農 農

年 月 日

様

函館市長

印

補助事業の名称 函館市環境保全型農業促進補助金

年 月 日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市環境保全型農業促進補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

記

1 補助金交付決定額

円

別記第3号様式（第6条関係）

年度補助金不交付決定通知書

函 農 農

年 月 日

様

函館市長

印

補助事業の名称 函館市環境保全型農業促進補助金

年 月 日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容審査の結果、次の理由により補助金を交付しないことに決定したので、函館市環境保全型農業促進補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

（理 由）

別記第4号様式（第9条関係）

年度補助金返還命令書

函 農 農

年 月 日

様

函館市長

印

補助事業の名称 函館市環境保全型農業促進補助金

函館市環境保全型農業促進補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返 還 期 限 年 月 日まで
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返 還 方 法

※補助金の交付決定通知額 円